新年を迎えて

弥富市教育委員会　委員長　伊藤昭三

明けましておめでとうございます。平成二十八年の新春を謹んでお慶び申し上げます。

市民の皆様には、日ごろより弥富市の教育行政、学校教育の推進につきまして、深いご理解と力強いご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、前年に引き続き、二人の日本人（生理学・医学賞の大村智氏、物理学賞の梶田隆章氏）が、栄えあるノーベル賞を受賞されました。

また、スポーツ界でも日本チームや日本人選手の活躍が数多く見られました。ラグビーワールドカップでは、日本チームが史上初の同一大会で三勝するという快挙を成し遂げました。決勝ラウンドには進むことができなかったものの、優勝経験二回を誇る南アフリカ戦では、最後の最後に逆転で勝利をつかむという、まさに奇跡的な大勝利を収めることができました。さらに、世界体操選手権では、内村航平選手が前人未踏の個人総合六連覇の栄冠に輝き、団体総合でも三十七年ぶりとなる優勝を果たしました。これらの出来事は、私たちに勇気と希望を与え、日本人としての誇りを高めてくれました。

弥富市の小中学校におきましては、昨年も各学校がそれぞれに研究主題を設定し、特色ある取り組みを実践してまいりました。国内の学校教育事情に目を向けてみますと、子どもたちの自殺や不登校、暴力行為といった厳しい現状が見られます。幸い弥富市では、保護者や地域の方々、さらに関係諸機関のご協力をいただきながら、落ち着いた学校生活の中で、子どもたちは健やかな成長を遂げています。四月に実施されました全国学力学習状況調査においても市全体として学力の向上が認められました。さらに、体育館の耐震補強や天井板の撤去工事もほぼ完了し、安心・安全な学び舎づくりも着実に進められました。

弥富市では、「人が輝き、文化が薫るやとみ」を基本理念として、弥富市教育大綱の策定を進めています。今年も魅力ある学校・信頼される学校づくりを目指して、豊かな心の育成や、学力・体力のいっそうの向上に努めてまいります。未来を担う大切な「宝」である子どもたちの健やかな成長のためには、家庭・地域・学校がよりいっそう連携・協力していくことが重要です。市民の皆様におかれましては、これからも弥富市の教育行政、学校教育に格別のご支援・ご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

平成二十八年が、皆様にとって健康で幸多い一年となりますことをご祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。

平成二十八年元旦

確定申告のお知らせ

申告期限終了間近になりますと会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。
お早めに準備して期限内に申告を済ませてください。
また、確定申告が不要の方で市県民税の申告の必要な方も3月15日(火)まで市民ホールにて受付をします。
今回の申告にはマイナンバーの記載は必要ありません。

市役所会場

▽相談期間
2月16日(火)から3月15日(火)まで開催(土曜、日曜除く)
▽ところ
市民ホール(市役所庁舎南側図書館棟3階)
▽相談時間
午前の受付　8時45分～11時
午後の受付　13時～16時
※混雑状況によっては、午前の受付時間中に来場されても午後の相談になる場合があります。お急ぎの方は税務署申告会場(津島商工会議所：7ページ参照)においても確定申告会場を開設していますのでご利用ください。

申告が必要な方は

▽一般の方の場合
事業をしている方、土地や建物を貸し付けしている方などで、平成27年中の合計所得が所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除など)の総額を超える方
▽サラリーマンの場合
・給与の年間収入が2千万円を超える方
・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計金額が20万円を超える方など

年金所得者にかかる確定申告の不要制度

・公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告の必要はありません。

※この場合でも、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。また、この制度により所得税の確定申告をしない方のうち、給与所得・公的年金などに係る雑所得以外の所得がある方、「公的年金等の源泉徴収票」の控除内容に変更または追加のある方は、市県民税の申告が必要です。

申告すると所得税が戻ることも

確定申告をする義務のない方でも、申告をすれば所得税の一部が戻る場合があります。

▽医療費控除
平成27年中に支払った金額から、社会保険や生命保険などの補てん金を引いたあとの金額の合計が、所得の5％または、10万円のいずれか少ない金額を超える場合。
▽雑損控除
資産について災害、盗難、横領による損失が生じた場合と災害に直接関連して支出された金額がある場合。
▽その他の場合
年の途中で退職し、再就職しなかった場合(年末調整を受けていない場合)。

申告に持参するもの

①申告書(届いている場合)
②印鑑
③給与・年金の源泉徴収票(原本※)
④社会保険料控除(国民健康保険税・国民年金保険料など)額の控除証明書など
⑤生命保険、地震・旧損害保険料控除の証明書
⑥営業・不動産・農業所得のある方は、収支内訳書(あらかじめ作成しご来場ください。なお、租税公課は、固定資産税の課税明細書に記載がありますので確認してください。)。
⑦医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と補てん金のわかるもの(あらかじめ集計のうえご来場ください)。
⑧雑損控除を受ける方は、災害の被災証明書・損害により支出した領収書・損害にあった建物、家財などの取得年月日、取得金額がわかるもの。
⑨障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所長などの認定書など。